

小田原市基準緩和訪問型サービス（緩和した基準によるサービス）サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
種類	項目					
A 2	1121	訪問型独自サービスⅠ／2（※1）	イ 訪問型サービス費（独自） （Ⅰ）	事業対象者・要支援1・2（週1回程度） 992単位	992	1月につき
A 2	1124	訪問型独自サービスⅠ／2・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	893	
A 2	2121	訪問型独自サービスⅠ／2日割	イ 訪問型サービス費（独自） （Ⅰ）	事業対象者・要支援1・2（週1回程度） 33単位	33	1日につき
A 2	2124	訪問型独自サービスⅠ／2・日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	30	
A 2	1221	訪問型独自サービスⅡ／2（※2）	ロ 訪問型サービス費（独自） （Ⅱ）	事業対象者・要支援1・2（週2回程度） 1,953単位	1,953	1月につき
A 2	1224	訪問型独自サービスⅡ／2・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	1,758	
A 2	2221	訪問型独自サービスⅡ／2日割	ロ 訪問型サービス費（独自） （Ⅱ）	事業対象者・要支援1・2（週2回程度） 64単位	64	1日につき
A 2	2224	訪問型独自サービスⅡ／2・日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	58	
A 2	1331	訪問型独自サービスⅢ／2（※3）	ハ 訪問型サービス費（独自） （Ⅲ）	事業対象者・要支援2（週2回を超える程度） 2,936単位	2,936	1月につき
A 2	1334	訪問型独自サービスⅢ／2・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	2,642	
A 2	2331	訪問型独自サービスⅢ／2日割	ハ 訪問型サービス費（独自） （Ⅲ）	事業対象者・要支援2（週2回を超える程度） 96単位	96	1日につき
A 2	2334	訪問型独自サービスⅢ／2・日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	86	
A 2	2421	訪問型独自サービスⅣ／2（※4）	ニ 訪問型サービス費（独自） （Ⅳ）	事業対象者・要支援1・2（週1回程度） 226単位	226	1回につき
A 2	2424	訪問型独自サービスⅣ／2・同一		※1月の中で全部で4回まで 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	203	
A 2	2521	訪問型独自サービスⅤ／2（※5）	ホ 訪問型サービス費（独自） （Ⅴ）	事業対象者・要支援1・2（週2回程度） 226単位	226	1回につき
A 2	2524	訪問型独自サービスⅤ／2・同一		※1月の中で全部で8回まで 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	203	
A 2	2631	訪問型独自サービスⅥ／2（※6）	ヘ 訪問型サービス（独自）（Ⅵ）	事業対象者・要支援2（週2回を超える程度） 226単位	226	1回につき
A 2	2634	訪問型独自サービスⅥ／2・同一		※1月の中で全部で12回まで 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	203	
A 2	4011	訪問型独自サービス初回加算／2	ト 初回加算		200単位加算	200
A 2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	リ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000 加算	1月につき
A 2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000 加算	
A 2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の55/1000 加算	
A 2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90% 加算	
A 2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80% 加算	

（※1）週1回程度の利用を想定する者で、提供回数が4回/月を超える場合に使用。

（※2）週2回程度の利用を想定する者で、提供回数が8回/月を超える場合に使用。

（※3）週2回を超える利用を想定する者で、提供回数が12回/月を超える場合に使用。

（※4）週1回程度の利用を想定する者は、原則としてこの単価×回数で請求。ただし、提供回数が5回/月を超える場合は、「1121（992単位）」を使用。

（※5）週2回程度の利用を想定する者は、原則としてこの単価×回数で請求。ただし、提供回数が8回/月を超える場合は、「1221（1,953単位）」を使用。

（※6）週2回を超える利用を想定する者は、原則としてこの単価×回数で請求。ただし、提供回数が12回/月を超える場合は、「1331（2,936単位）」を使用。